

令和8年度版

志木市認可保育園



継続入園申請のしおり

- 継続入園全般 … 2～4
- 申請に必要な書類 … 5
- 出産期間・育児休業について … 6～7

志木市福祉事務所長

問い合わせ：志木市子ども・健康部 保育課 048-473-1689

048-472-3215 (FAX)

E-mail : kodomo-hoiku@city.shiki.lg.jp

※保育料未納の方については、保育課でのみ申請を受け付けます。



1 継続入園の決定方法

書類審査・面接調査等により、入園審査時と保育を必要とする事由に変更がないかを審査します。
事前にご相談いただいております、入園審査時のお勤め先の変更や就労日数・時間の短縮が判明した場合は保育の実施の解除（退園）とさせていただきます。

また、虚偽の申立てや記入内容が事実と異なること等が判明した場合も、保育の実施の解除（退園）となりますので、必ず事前にご相談ください。

2 継続入園の申込み方法について

対 象 者 令和8年4月1日以降も現在通園している保育施設に通園希望の方

受付方法 下記の受付期間中に、直接各園にて書類受付
後日保育課より受領済書を配布いたします。
なお、記載内容等に不備がある場合は、受付できないため、書類一式をお返しします。
改めて予備受付期間中に、ご提出ください。

受付期間: 保育施設での受付期間

令和7年9月25日（木）～10月8日（水）

（※土曜日を除く開園日のみの受付です。）

（★不備があり返送された方・保育料に滞納がある方は予備受付期間中に必ず申請してください。）

予備受付期間

令和7年10月27日（月）～ 令和7年11月11日（火）土日祝除く

※申し込みは原則として、郵送（注1）または電子申請（注2）になります。

※窓口で申請する場合は、事前予約が必要です。（注3）

※滞納がある方は窓口受付のみとなります。

（注1）郵送受付について

10月9日（木）から11月11日（火）の消印にて、ご郵送ください。

※郵送事故等による責任は負いかねますので、不安な方は簡易書留など配達記録が残る方法でご提出ください。

（注2）電子申請について

パソコン、スマートフォンから24時間いつでも入園申請が可能です。

※就労証明書等の必要書類は、データで添付していただく必要があります。

（注3）窓口申請予約について（事前予約制）

予約枠には定員があり、ご希望の時間に予約できない場合がありますのでご了承ください。

※全日午前9時から午後4時まで

※一世帯につき30分まで（複数のお子様の申し込みをする場合も同様です。）

予約期間: 令和7年10月14日（火）12時00分 ～ 令和7年11月10日（月）23時59分

※予約は先着順です。

※予約枠が埋まり次第、窓口による受付を終了させていただく場合があります。（予約件数が定員に達した場合、郵送または電子申請での受付となります。）

電子申請・窓口申請予約はこちらから→



注意事項

※上記期間を過ぎての継続申請や不備があった際の書類受付は一切受付できませんのでご注意ください。

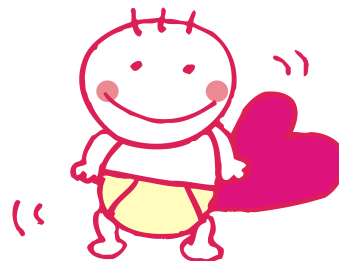
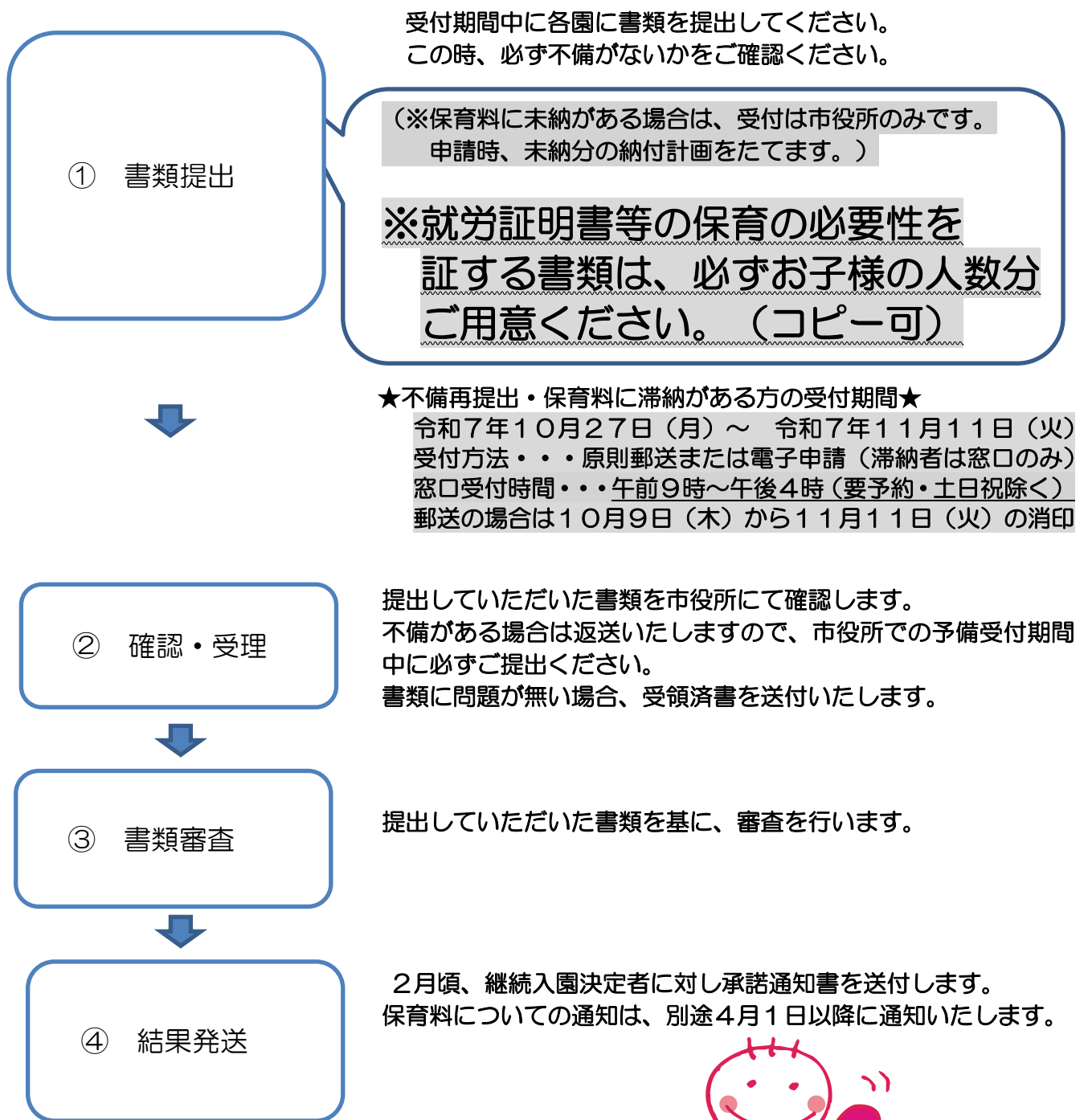
※保育施設への提出後、書類に不備があった場合は、市役所に来庁いただく必要があります。提出前に、必ず不備がないかをご確認ください。

※就労証明書等の保育の必要性を証する書類は、必ずお子様の人数分ご用意ください。（コピー可）

※保育料に滞納がある場合、園での受付はできません。市役所での予備受付期間にて申請・納付の相談をお願いいたします。

◎現在通園中で、障がい児保育（ひまわり保育）への変更を希望される場合は4月入園のみの受付となります。詳しくは保育課までお問い合わせください。

3 継続入園決定までの流れ



4 申請に必要な書類

ご注意ください！

提出した書類が、事実と相違していた場合は、入園を取り消させていただきます。

書類不備の場合は、審査に必要な書類の提出を求めることがありますので、あらかじめご了承ください。

(1)施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼施設利用申込書

…お子様1人につき1枚提出

(2)児童等状況調査票 …お子様1人につき1枚提出（転園申請の方のみ）

(3)児童手当に係る保育園保護者負担金・給食費等の徴収に関する申出書

(4)保育の必要性を証する書類

…18歳以上（高校就学年度に相当する方を除く）60歳未満の同居者全員分提出

（該当する書類、下表参照） **DL可** …市ホームページからダウンロードできる書類

提出書類		誰のものが必要か	チェック
1	施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 施設利用申込書 DL可	お子様分	
2	児童等状況調査票（転園申請の方のみ） DL可	お子様分	
3	児童手当に係る保育園保護者負担金・給食費等の徴収に関する申出書	市より児童手当受給をしている方	
4	保育の必要性を証する書類(次のいずれか)		
	働いている場合	就労証明書（ <u>証明日が提出日より 3か月経っていないもの</u> ） DL可	就労している方
	就職予定の場合	就労証明書 DL可 （内定先のもの）	就労が内定している方
		勤務誓約書 DL可	就職活動中の方
	出産予定の方	母子健康手帳の写し	出産予定の方
	病気の場合	診断書 DL可	病気療養中の方
	心身障がいの場合	障害者手帳	心身障がい者の方
	心身障がい者の介護 又は看護の場合	障害者手帳の写し 介護、看護スケジュール	障がい者を介護又は看護する 場合
	就学している場合	在学証明書、カリキュラムの写し	就学している方
	DV・虐待など	事実を証明する書類等	DVを受けている方
	その他	保育の必要性を証する書類	
5	該当者のみ提出が必要な書類		
	離婚を前提とした 別居中の方	離婚調停を証明するもの （※提出できない場合、別居中配偶者 の書類が必要となります。）	離婚予定の方
	アレルギーのあるお子様	アレルギーの詳細が分かる資料	お子様分
	生活保護受給者	生活保護受給証 又は生活保護受給証明書	生活保護を受給している方

その他、必要に応じて必要な書類を求める場合があります。

提出書類に基づき、その日数・時間数にて、継続して就労できるものとして審査を行っております。入園時の状況と提出書類は
同じものとみなしているため、虚偽があった場合、退園や内定取り消しとなります。

5 出産期間

保育を必要とする理由が、就労から出産に変わるときは、出産予定日の3か月前までに、変更届と母子健康手帳の出産予定日が記入されているページのコピーを各保育施設に提出してください。産前産後休暇から復職する際には、就労証明書を提出してください。

※出産により保育施設を利用できる期間は、出産予定日の属する月とその前後2か月の最大5か月間です。



6 育児休業に伴う在園児の退園と継続保育

① 保護者が育児休業制度を活用する場合

出産後、育児休業を取得する場合、在園児は保育が必要な状態ではなくなります。ただし、保育の継続を希望する場合は、下記の書類を提出いただくことで一定期間、保育の継続が可能です。

- 提出書類 ※出産後、各保育施設に提出してください。

育児休業取得予定証明書（復職予定日が明記されているもの）

短時間認定への変更届

（また、復職後に「就労証明書」を提出してください。）

- 保育の継続が可能な期間

新たに生まれたお子様が2歳に達する日（誕生日の前日）の属する月末までです。

ただし、それより前に育児休業が終了する場合は、終了日の属する月末までとなります。

※育児休業を延長する場合は、その都度、育児休業取得予定証明書の提出が必要です。

なお、保育の継続可能な期間終了日までに復職しなければ、退園となります。

② 保護者が育児休業制度を活用できない場合

出産期間の終了をもって退園となります。

ただし、就労の意志がある場合に限り、下記書類の提出を要件に、保育の継続が可能です。

原則、新規入園の申込みは、入園希望月の前々月末日が締切りとなりますので、ご注意ください。

- 提出書類 ※出産後、速やかに各保育施設に提出してください。

- ・保育継続依頼書（6か月用）

- ・勤務誓約書（6か月用）

（また、就職が決まり次第、「就労証明書」を提出してください。）

- 保育の継続が可能な期間

出産期間が終了月から、6か月後の末日まで。詳しくは保育課にご相談ください。

なお、保育の継続可能な期間終了日までに就労しなければ、退園となります。

③ 保護者の保育要件が疾病や障がいの方・就労をしながら下の子を保育される方について

新たに生まれたお子様が満1歳に達する日までに有償の保育施設へ入園できれば、在園児の保育の継続が可能です。

なお、保育の継続可能な期間終了日までに新たに生まれたお子様の入園ができない場合、退園となります。

注意事項

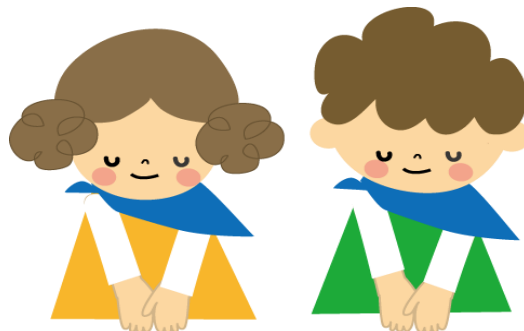
※保護者が育児休業を取得した場合の在園児に対する保育の継続制度については、新たに生まれたお子様の年度のしおりに掲載している制度を適用します。

※新たに生まれたお子様の保育園入園の申請は、職場への育児休業の延長申請にかかる日数を考慮し、申請時期にご注意ください。

※保育の継続を希望せずに退園する場合は、退園届を提出してください。

※出産日によって、新たに生まれたお子様の保育園申請時期が異なります。必ずご確認ください。

※基本的な保育時間の範囲内での保育となります。



※上記①～③まで、いずれの場合も延長保育は利用できません。

なお、保育時間は午前8時30分から午後4時29分となります。

◎詳しくは各園にご相談ください。